

# 令和2年度官庁営繕部コンプライアンス実施状況評価報告書

令和3年7月30日  
官庁営繕部コンプライアンス推進本部

## 1 はじめに

コンプライアンス推進のための取組を確実に実行するため、年度当初策定した「令和2年度国土交通省大臣官房官庁営繕部コンプライアンス推進計画」の実施状況を評価し、取りまとめた。

## 2 計画に対する主な実施状況

職員の意識改革	実施内容
<p>部内職員に対し、コンプライアンスに関する内容や事例等について定期的に周知するとともに、外部講師による研修や部内研修を実施し、コンプライアンスへの職員の意識を高める。</p> <p>研修に当たっては、単に規則やルールを憶えることに止まらず、過去の事例に基づき自ら考えることに主眼を置くこととし、新規採用職員及び部外からの転入職員（以下「新規採用職員等」という。）に対して重点的に実施するとともに、その他の職員に対しても必要に応じて適宜実施する。</p> <p>研修の内容については、これを部内の電子機器等で広く共有する。</p>	<p>コンプライアンスに関する研修 (令和2年7月20、22日 講師：管理課 営繕企画官) 部内の新規採用職員等を対象に、コンプライアンスの基礎から官庁営繕部の取組、過去の事例の紹介等し、コンプライアンスの重要性について講義した。(参加対象者18名)</p> <p>コンプライアンスに関する研修(令和3年2月25日 講師：大森法律事務所 弁護士 大森文彦氏) 『官庁営繕部のコンプライアンスについて』というテーマで、コンプライアンスと法令遵守、国家公務員として守るべき法的ルール、設計、工事監理等におけるコンプライアンスについてご講義いただいた。(参加者60名(Web参加含む))</p>
<p>情報管理の徹底</p>	
<p>予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名等の機密情報については、「マニュアル」に基づきその適切な取扱いを徹底する。</p>	<p>「発注者綱紀保持マニュアル」及び「セルフスタディ・チェックシート」をメールにて課内に周知し、適切な情報管理の徹底を促した。</p>
<p>社会から更に信頼される組織づくり</p>	
<p>官庁営繕事業の役割や意義に対する国民の理解をより一層深めるため、最新の国土交通省広報戦略を踏まえた広報に取り組む。</p>	<p>入札及び契約に係る手続における押印等の見直しを踏まえ、「公共建築工事見積書標準書式」及び「営繕工事積算チェックマニュアル」の改定を行い、ホームページに掲載した。</p> <p>官庁施設における木材利用推進のPRのため、ホームページの充実化等を実施した。</p> <p>1 ホームページの充実化 「木造官庁施設の施工管理・工事監理に関する留意事項」に関する取組及び「令和元年度公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況の取りまとめ」について、報道発表を行うとともにHPに掲載した。</p> <p>2 「公共建築物の木材利用事例集」のとりまとめ 全国主管課長会議において国及び全国の地方公共団体の木材利用の取組に関する事例集(令和2年版)が取りまとめられ、HPに掲載した。</p>
<p>「官公庁施設整備における発注者のあり方について」(平成29年1月20日社会資本整備審議会答申)を踏まえ、引き続き公共建築工事の発注者に対して、その役割の理解の促進を図るとともに、適切な業務遂行が効率的になされるように、技術基準等の整備・活用、研修等による人材育成の促進を図る。また、公共建築相談窓口の利用を促進するなど、個別の公共建築工事の適切な発注と実施に資するための環境整備を引き続き推進する。</p>	<p>令和元年6月の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正を踏まえ、建築設計業務の受注者の働き方改革を後押しするため、都道府県及び政令指定都市の営繕担当課長が参加する全国営繕主管課長会議において、発注者として留意すべき事項をとりまとめた「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」を作成した。</p>
<p>風通しの良い組織づくり</p>	
<p>日頃の業務の中で改善したい点等について意見を募り、取りまとめた上で、部内で共有し、業務改善に活用する。</p>	<p>令和3年1月に官庁営繕部職員にアンケートを実施。(対象者196名) アンケート結果等を踏まえつつ、次年度のコンプライアンス推進計画に反映した(R3.4.1)。</p> <p>緊急事態宣言下においては、各種会議、打ち合わせ、出張等は、極力WEB会議システム等を活用し、対面開催等を極力限定することとされており、官庁営繕部においても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、テレワーク用USBシンクライアント、CACHATTO、マジックコネクト等を活用したテレワーク実施の推進を図り、業務が滞りなく遂行されるような環境整備を図った(期間：令和2年4月～令和3年3月)。また、オフィス改革の一環として①ワークブースの設置、②会議室に移動式間仕切りの設置、③マルチディスプレイ(液晶モニター)の設置を行った。</p>

## 3 取組に関する全体的な評価

令和2年度推進計画では、外部講師による研修や部内研修、「定期的な周知」に関する取組を実施した。これらの取組については、一定の成果が出ていると認識しており、令和3年度以降も継続して実施することとする。

その他の取組については、令和2年度推進計画に基づき、着実に実施されたと評価できる。特に、公共建築相談窓口においては、円滑な施工確保に向けた支援や改正品確法等を受けた取組に関する支援など、公共建築に関する公共発注機関等からの技術的な相談について幅広く受け付けており(令和2年度において、全国で延べ1,858件の相談に対応)、今後を着実に対応していく。

引き続き、コンプライアンス推進計画に基づく取組を着実に実施するとともに、コロナ禍においても、職員のコンプライアンスの意識の向上や風通しの良い組織づくりに向けて、取組の継続と充実を図るほか、加速化する電子化の流れ等に対応しつつ、今後とも職員一人一人がコンプライアンスに関して真摯に取り組むことができる環境を整備していくことが大切である。